

東久留米市特別職の報酬等の適正額について  
(答申)

令和4年6月  
東久留米市特別職報酬等審議会



## 1 はじめに

明治以来形成されてきた中央集権型行政システムを地方分権型へと転換するため、機関委任事務制度の廃止と自治事務及び法定受託事務の創設等を定めた「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成11年に公布された。このことにより地方公共団体の「自ら治める」責任の範囲が大幅に拡大し、首長等と地域住民の代表機関である地方議会の責任は、従来に比べて格段に重いものとなった。さらには、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応、地震や地球温暖化が一因とされる異常気象が引き起こす自然災害への対応、長期化するウクライナ情勢等複雑さを増す国際情勢やそれらが市民生活に及ぼす様々な影響への対応といった課題に対し、市民生活の安全と安心を守るため、その地位にある特別職は、こうした国内外の状況への的確な認識を持ち、激動の時代に処して誤ることのない施策の立案、執行が求められている。そして、その責任の真摯な自覚と、そこに立っての不断の努力、十全の職能の発揮とを何にも増して全市民は願ひ、期待しているところである。

令和3年12月15日に市長より「東久留米市特別職の報酬等の適正額について」諮問を受けた東久留米市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、このような認識、理解を前提として率直、真剣に公正な立場で慎重に審議を行った。

## 2 審議にあたって

報酬等の審議に際しては、別記の資料を主に活用し、東久留米市の財政状況、現在の社会経済情勢や市民意識、国の人事院勧告及び東京都人事委員会勧告の内容などを踏まえ、近隣自治体となる多摩26市及び、類似団体における報酬等の状況について比較等検証を行い、広範な角度からその適正額について検討が進められた。

## 3 これまでの経緯

東久留米市特別職の報酬等については、平成8年11月に設置された審議会で、「平成9年度は据え置き、平成10年度以降の改定とすべき」との答申がなされ、続く平成10年6月設置の審議会においては、「特別職の職責」「社会経済情勢」「本市の財政状況」「一般職職員の給与改定」「他自治体との均衡」等の視点から検討され、4.3%の引き上げが答申された。その後、平成15年10月設置の審議会においては、「他市との均衡」「特別職の職責」等を総合的に判断し、平成10年10月1日施行の報酬等の額を維持することを以て妥当とする答申がなされた。

## 4 審議の前提となる状況

- (1) 政府は、令和4年5月に発表した月例経済報告で、「景気は、持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としつつも、「中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸

念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある」ことを加えている。

(2) 「令和4年度予算編成について」によれば、東久留米市の財政状況は、「令和2年度決算における経常収支比率は92.9%で、令和元年度に比べ0.8ポイント改善したが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止・延期したことなど特殊な要因によるものであり、財政の硬直度は依然として高い状態にある。将来にわたり健全な財政基盤を構築するためには、経常収入の増加と経常支出の削減の取り組みへの不断の努力と継続が必要である。」とし、「令和4年度は、歳入で市税が増加するものの、一般財源は令和3年度予算と比べて大幅に減少することが予測され、歳出で社会保障関係費や公債費、設定済みの債務負担行為に係る事業の増加が見込まれることなどにより、経常的経費が令和3年度予算と比べて増加することが予測される。また、公共施設の老朽化対策等の臨時的事業の財源も確保しなければならず、財源を適切に配分するためには、事務事業の廃止・休止を含め、前例にとらわれず積極的に経費の見直しを行い、目的達成の効果や効率、重要度を見極める必要がある。」としている。

(3) 令和3年度の人事院勧告（報告）は、国家公務員給与が民間給与を19円上回ったが、この較差が小さく、棒給表及び諸手当の適切な改訂を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わないこととした。

東京都人事委員会勧告（報告）は、東京都職員給与が民間給与を103円上回ったが、公民較差は小さく給与はおおむね均衡している状況にあることから、例月給の改定を見送ることとした。

期末手当及び勤勉手当については民間の支給割合に見合うよう国が0.15月分、東京都が0.1月分引き下げる勧告となった。

(4) 平成3年11月における本市の特別職報酬額の現状を、多摩26市と高額順に単純比較してみると、市長13位、副市長12位、教育長12位、議長14位、副議長13位、議員14位となっている。

また、産業構造、財政規模、人口等で同規模の類似団体6市（東久留米市、武蔵野市、昭島市、小金井市、国分寺市、多摩市）での比較では、市長3位、副市長3位、教育長4位、議長3位、副議長3位、議員3位という状況となっている。

## 5 審議会での議論

本審議会では、①特別職の職責・役割②これまでの経緯③市の財政状況④近隣各市及び類似団体の状況等を勘案し、それらを⑤長期的な観点も含めて検討した。

主な意見は以下に示す通りであり、②これまでの経緯③市の財政状況といった面からは、特別職の例月給等を引き下げるべきとする意見があった。一方で、これらを考慮しつつも①特別職の職責・役割④近隣各市及び類似団体の状況といった面を踏まえれば現状維持が妥当であるとする意見もあり、報酬等の適正額について慎重に議論を行った。

### (1) 特別職の職責・役割

・平成12年の地方分権一括法の施行により自治体独自の事務が増え、その役割が大

大きく変わったことから、特別職の職責は大きく増大している。

- ・優秀な人材に特別職としてその能力を存分に発揮してもらうことは、まちの発展のために重要である。市民の負託に応える成果を得るために、報酬額を相応の水準とするという考え方もある。
- ・特別職の職責、役割が重くなれば、それに伴い一般の職員の職責、役割も重くなっていると考えられる。ついては一般の職員の給与がどのように推移しているかも踏まえて議論するべきである。

## (2) これまでの経緯

- ・審議会の答申を受けての関係条例の改正は平成10年以降行われていない。
- ・一般の職員の給与は東京都人事委員会勧告に即して推移しており、直近で審議会が開催された平成15年と比較した場合、おおよそ2.4%減少している。
- ・特別職の報酬のうち議員の期末手当については多摩26市で最も多い支給月数である5.0月が条例において定められているが、直近の過去10年において議員提出による特例条例により4.450月から4.650月までの間へと支給月数が削減されている。
- ・議員報酬については平成23年7月から平成27年4月まで、平成27年7月から平成31年4月まで議員提出による特例条例により、5%減額してきた経緯がある。審議会に諮問することなく、議会が自らそういった決断をしてきたことを尊重し、この答申により、本則に定める報酬額から5%を減額することで、議会の意思を承認すべきである。

## (3) 市の財政状況

- ・生産年齢人口世代の減少による市民税の減収や公共施設の老朽化対策等の臨時的事業の財源を確保する必要があり、市の財政状況は引き続き厳しい状況にある。
- ・総務省が公表している「令和2年度 不交付団体の状況」によれば、類似団体のうち武蔵野市、多摩市、小金井市、国分寺市は普通交付税不交付団体であり、令和3年度については、武蔵野市と多摩市の2市のみとなったものの、東久留米市は不交付団体ではなく、比較をした類似団体のなかでも財政状況が厳しい状況にあることを踏まえれば、特別職の給与、報酬を引き下げるべきと考える。

## (4) 近隣各市及び類似団体の状況

- ・特別職のうち市長、副市長、教育長については行政職のトップであることから、自治体においてその役割が大きく異なるということはない。ついては周辺市との均衡というものを踏まえて検討する必要がある。
- ・多摩26市においては人口規模と各市の特別職の給与・報酬にはある程度の相関があると考えられる。一方で、財政力指数と特別職の給与・報酬には強い相関は見られなかった。
- ・東久留米市の特別職の給料、報酬の月額が多摩26市各市と比較して高いとは言えない。

## (5) その他の視点

- ・平成15年を最後に審議会が開かれてこなかった。この間、議員提出による特例条例等でバランスを図ってきたようだが、審議会を定期的開催し、その報酬額が妥

当なものか市民の意見を聞くべきである。

- ・ 議員の報酬は活動量に応じて支払われるべきものであるが、その活動量が市民に十分に認識されているかが問題である。
- ・ 全国の各市町村と比較すれば、東久留米市の特別職の報酬は決して安いとは言えない。過去からの経緯も踏まえ減額すべきである。
- ・ これまでの議論を踏まえれば、特別職の報酬を減額すべきという意見も理解できるが、市の発展のためには、特別職としてさらに力を発揮してもらう必要がある。そういった今後への強い期待を込めて、現状維持とすることが妥当である。
- ・ 東久留米市の政務活動費は多摩26市と比較しても極端に低いことから検討が必要である。
- ・ 附帯意見として前回の答申でも述べられていた議員の定数についても、東久留米市における中長期的な人口の減少あるいは生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等についてシミュレートし、検討されることが望ましい。

## 6 結論（特別職報酬等の適正額について）

本審議会では、事務局から提出された多くの資料に基づき、東久留米市の特別職報酬等の額について、これまでの経緯や社会的・経済的環境、市民意識、また他市の動向等を考慮し審議を重ね、下記の結論を得た。

### （1）市長、副市長、教育長の報酬等について

平成15年から令和3年までの東京都人事委員会の勧告について、平成15年の支給額を1とした場合、令和3年の支給率は0.9758であり、約2.4%の変動幅が確認できる。また、多摩26市と比較した場合、その支給額は妥当であると考えられる。

よって、市長、副市長、教育長の給料の月額を据え置くことが妥当である。

あわせて、期末手当については、これらが行政職のトップであることを踏まえれば、現行条例において100分の445を上限と定めているところを、公民較差を踏まえた東京都人事委員会の勧告による一般職員の期末・勤勉手当の支給月数と均衡が図られるように改めることが妥当である。

### （2）議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の報酬等について

「（1）市長、副市長、教育長の報酬等について」と同様、平成15年から令和3年までの東京都人事委員会の勧告、多摩26市における報酬額と比較し、その支給額は妥当であると考えられる。

よって、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の報酬の月額を据え置くことが妥当である。

あわせて、期末手当については、現行の年間支給月数5.00月が多摩26市各市と比較して突出している。このことについては長年にわたり議員提出による特例条例により、自ら東京都人事委員会の勧告の示す支給月数に合わせてきたように見受けられること、また同一の自治体内における市長、副市長、教育長とのバランスを保つことが望ましく、市長、副市長、教育長の期末手当の支給月数が、東京都人事委員会の勧告による一般職員の期末・勤勉手当の支給月数と均衡が図られること

が妥当であるという結論を踏まえ、現行条例において、6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の300と定めているところを、東京都人事委員会の勧告の示すこれに合わせて、対応していくことが妥当である。

以上

## 附帯意見

- 「特別職の報酬等について」と題する旧自治省自治事務次官通知によれば、「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期す必要があると認められる」ことから、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として特別職報酬等審議会を設置することを求めている。東久留米市においては、平成15年に設置された審議会以降、本審議会まで、審議会が設置されていないにも関わらず、特別職の職員の報酬等の額の決定が行われている。本審議会においては、このことについて、国が示す特別職報酬等審議会設置の主旨に沿っているとは言い難いという点で意見が一致した。ついては、特別職全体に係る成果と報酬額の適正化を担保する観点からも、報酬額の適正性について、市長の在任中に最低でも一回は審議会を設置し、定期的に意見を聞くべきであるとの見解を付すものである。
- 多様化・高度化する行政に向けては、議員の専門的知識に基づく提言や、適正なチェック機能を発揮することが益々求められている。しかしながら東久留米市における政務活動費は26市中最低であり、26市の平均額と比較すると、年額で223,327円の差が生じている。報酬額の検討にあたり26市との比較を一つの根拠としていることから、政務活動費についても現行の年額91,500円から引き上げることが妥当である。しかしながら、昨今の不安定な社会情勢とそれに伴う経済の先行きに関する不透明さを踏まえれば、急激な引き上げについては市民意識との乖離が生じる可能性を考慮する必要がある。ついては東久留米市を除く25市において最も低額となる直近上位に位置する3市の支給額と同額となる年額120,000円へ引き上げるべきであるとの見解を付すものである。引き上げにあたっては、政務活動費の用途に関する市民の理解をより深める措置の充実を図ることを合わせて要望するものである。

<参考・審議資料>

資料	1	東久留米市特別職報酬等審議会委員名簿
資料	2	東久留米市特別職報酬等審議会条例
資料	3-1	特別職報酬等改定の推移
資料	3-2	市長等給料額の特例条例適用状況（H27年度以降）
資料	3-3	議員報酬額の特例条例適用状況（H23年度以降）
資料	4-1	多摩26市特別職報酬等調べ
資料	4-2	多摩26市別特別職報酬額順位表
資料	4-3	特別職報酬等近隣市（4市）との比較表
資料	4-4	特別職報酬等類似団体（5市）との比較表
資料	5	多摩26市の特別職の期末手当
資料	6	期末手当支給実績
資料	7	特別職報酬等年間支給額（令和2年度）
資料	8	職員の職階別平均支給給与額（令和2年度支給額）
資料	9	令和2年度多摩26市決算状況
資料	10	令和3年度東京都26市の概要
資料	11	多摩26市の市議会活動状況
資料	12	東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）
資料	13	職員例月給与改定の推移
資料	14-1	多摩26市特別職等年収試算
資料	14-2	近隣市特別職等年収比較
資料	14-3	類似団体特別職等年収比較
資料	15	市長・副市長・教育長の退職手当について／政務活動費について
資料	16-1	多摩26市特別職退職手当試算
資料	16-2	近隣自治体特別職退職手当試算
資料	16-3	類似団体特別職退職手当試算
資料	17-1	多摩26市「政務活動費」比較
資料	17-2	近隣市「政務活動費」比較
資料	17-3	類似団体「政務活動費」比較
資料	18	特別職報酬等隣接市（新座市）比較
資料	19	東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）
資料	20	東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）（たたき台）
資料	21	「答申案に対する確認書」のとりまとめについて

## 審議会開催経過

回数	開催日	審議内容
第1回	令和3年12月15日	委嘱書交付、会長・副会長選出、諮問、資料説明、質疑
第2回	令和4年2月16日	質疑・審議
第3回	令和4年5月27日	質疑・答申案の審議
第4回	令和4年6月27日	答申の確定・答申

## 東久留米市特別職報酬等審議会委員名簿

会 長	篠 宮	朋 教
副 会 長	松 本	誠 一
委 員	青 木	真 理
委 員	有 賀	康 明
委 員	井 田	清 治
委 員	大 山	裕 視
委 員	名 和	卓 良
委 員	吉 田	利 宏